

(別紙)

諮問番号：令和6年度諮問第1号

答申番号：令和6年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

令和5年8月分、同年9月分及び同年12月分の請求人の長男（以下「長男」という。）の学校給食費につき、処分庁が請求人に対する説明をせずに教育委員会に代理納付するとした原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

原処分は、請求人に対し再三の説明を行った上で、関係法令等の定めに基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、処分庁から説明を受けていないにもかかわらず処分庁が原処分を行ったのは違法又は不当であると主張しているが、処分庁は、令和5年9月29日に処分庁の庁舎内で、長男の同年8月分及び同年9月分の学校給食費については代理納付の方法により請求人に代わり教育委員会に支払うこととする旨を説明している。また、請求人が自身で教育委員会に長男の学校給食費を支払うことを拒絶したため代理納付の方法により支払われることを強く希望したことによって原処分が行われたにもかかわらず、請求人が代理納付の方法により支払われたことについて不服である旨を主張することは明らかに矛盾であると言わざるを得ないから、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和6年4月16日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「義務教育に伴って必要な教科書その他学用品」、「義務教育に伴って必要な通学用品」、「学校給食その他義務教育に伴って必要なもの」の範囲内で行われるものとされており（生活保護法（以下「法」という。）第13条）、教育扶助のための保護金品は被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとされている（法第32条第2項）。そして、保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、法第32条第2項の規定により被保護者又はその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品について、被保護者に代わり、当該被保護者の通学する学校を設置する者に支払うことができるとされている（法第37条の2及び生活保護法施行令第3条）。

保護の変更に係る事務等は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めている。処理基準によれば、教育扶助における基準額は、小学校に通学する者については月額「2,600円」、学級費等については小学校等に通学するものは月額「1,080円」の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額、学校給食費については保護者が負担すべき給食費の額（長男が通う小学校の給食費は、月額「4,550円」）を、それぞれ支給するものとされている。

そこで本件についてみると、令和5年12月分の保護費においては、教育扶助として「1万7,330円」が支給されており、その内訳は基準額が「2,600円」、学級費等が「1,080円」、学校給食費が同年8月分、同年9月分及び同年12月分の合計額である「1万3,650円」であり、それぞれ処理基準に基づく金額であるから、これらの費目の算定に誤りはない。そして、学校給食費に相当する「1万3,650円」が教育委員会に代理納付されていることが認められるところ、この代理納付は請求人が支払を拒絶したこと等に伴い、保護の目的を達成するために法令の規定に従い行われたものであるから、原処分には違法又は不当な点はない。

この点、請求人は、処分庁から説明がないのに、令和5年8月分、同年9月

分及び同年12月分の長男の学校給食費を処分庁から教育委員会に代理納付する  
とした原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、同年8月分及  
び同年9月分の学校給食費が支給されているにもかかわらず請求人が教育委員  
会への支払を拒絶したため、処分庁は同年8月分及び同年9月分の学校給食費  
を法第63条に基づく生活保護費返還処分を行い、改めて同年8月分及び同年9  
月分の学校給食費を再認定して教育委員会へ代理納付することとしたものであ  
るから、原処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張を採用するこ  
とはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められ  
ず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請  
求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、  
これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委 員（会長） 岸 本 太 樹

委 員 鳥 井 賢 治

委 員 日 笠 倫 子